

2024(令和6)年8月6日(火)

令和6年度神戸市がん対策推進懇話会

令和5年度 がん対策の取組報告

目次

1. はじめに	p 2
2. 神戸市がん対策推進懇話会の概要	p 2
3. 神戸市がん対策推進条例に関する取り組み	
第5条 がん予防の推進	p 3
第6条 がんに関する教育の推進	p 6
第7条 がん検診の受診率の向上等	p 8
第8条 医療体制の充実及び研究の支援	p11
第9条 緩和ケア	p13
第10条 在宅療養の充実	p14
第11条 がん患者等への支援	p15
第12条 情報の収集及び提供並びに広報	p18
4. 神戸市がん対策推進条例	p21

1 はじめに

「神戸市がん対策推進条例（平成26年4月1日施行）」第14条の規定に基づいて、2023(令和5)年度の本市のがん対策に関する施策の実施状況について報告する。

2 神戸市がん対策推進懇話会の概要

(1) 懇話会開催の趣旨

神戸市がん対策推進条例の施行（2014(平成26)年4月）を受け、がんの予防、がん教育、検診受診、医療・療養の充実、患者支援、がんに関する情報収集及び広報に至り総合的な取り組みを進めていくため、がんの専門家や学識経験者、関係者等から意見を聴く「神戸市がん対策推進懇話会」を開催している。

(2) 懇話会委員（2023(令和5)年度・敬称略・五十音順）

会長	眞庭 謙昌	神戸大学副学長（病院担当）兼医学部附属病院長
	植田 勝明	兵庫県保健医療部疾病対策課長
	桂木 聡子	神戸市薬剤師会副会長
	北野 貞	兵庫県看護協会常務理事
	久次米 健市	神戸市医師会副会長
	杉村 智行	神戸市歯科医師会専務理事
	祖父江 友孝	大阪大学大学院医学系研究科教授
	高山 良子	神戸市看護大学講師
	富永 正寛	兵庫県立がんセンター院長
	西 昂	神戸市民間病院協会会長
	深谷 隆	兵庫県予防医学協会会長
	古川 宗	ひょうごがん患者連絡会会長
	森田 祐子	神戸市婦人団体協議会 副会長
	安井 久晃	神戸市立医療センター中央市民病院腫瘍内科部長

(3) 2023(令和5)年度 懇話会開催状況

（開催日）2023(令和5)年8月5日（金）

（議 題）令和4年度がん対策の取組状況と今後の取組について

（報 告）ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の取り組みについて

第5条 がん予防の推進

1. 生活習慣が健康に及ぼす知識の普及啓発・その他がんの予防推進のために必要な施策

これまでの取り組み

生活習慣が健康に及ぼす知識の普及啓発

- 健康講座として、健康運動指導士・保健師・管理栄養士等を自治会や婦人会等の健康づくりグループに派遣、区主催で実施した（2023(令和5)年度実績：35件、979人）。
- 健康増進事業として、健康相談・訪問指導（神戸市健康診査受診結果により）を通じて、生活習慣病の改善・疾病予防について、個別に市民へ伝えた。

その他がんの予防の推進のために必要な施策

- HPV ワクチンについては、次年度新たに接種対象となる小学校6年生の女子全員へ、3月下旬に接種券と共に厚生労働省が作成したリーフレットを送付し、子宮頸がんワクチンについて正しい知識を提供する機会を設けた。2023(令和5)年度は、子宮頸がんのリスクを視覚的にとらえやすく、親子で話題にしやすいイラストを用いたリーフレットも同封し、対象者6,141人へ送付した。また、副反応等に対する接種前後の不安軽減のために、HPV健康相談ダイヤルにて医療職による相談を受け付けた。2023(令和5)年度は年間108件（延べ211件）に対応した。
- 肝炎対策として、肝炎ウイルス検査を実施した（2023(令和5)年度受診者数：14,201人）。また、肝炎友の会、及び兵庫県とともに7月の肝炎デーに街頭キャンペーンを実施した。

今後の取り組み

- 食生活、運動についてセミナーや健康講座等を実施して、生活習慣病の予防に取り組む。
- コロナ禍で減少傾向であった健康増進事業（健康教育・健康相談・訪問指導）の件数を増加させ、より多くの市民に向けて、グループ支援・個別支援ともに再開させていく。
- 定期接種が最終年度となる対象者（高校1年生相当）のうち未接種者に対し、改めて接種勧奨のハガキを個別に送付する。HPV ワクチンについては、接種勧奨差し控えの時期の報道の影響によって、安全性に関する不安を持つ保護者世代が多く、また、保護者の意向が対象者の接種行動に大きく影響することから、保護者の視点を意識した情報提供を行う。

2. 喫煙および受動喫煙に関する知識の普及啓発・受動喫煙対策

これまでの取り組み

喫煙および受動喫煙に関する普及啓発

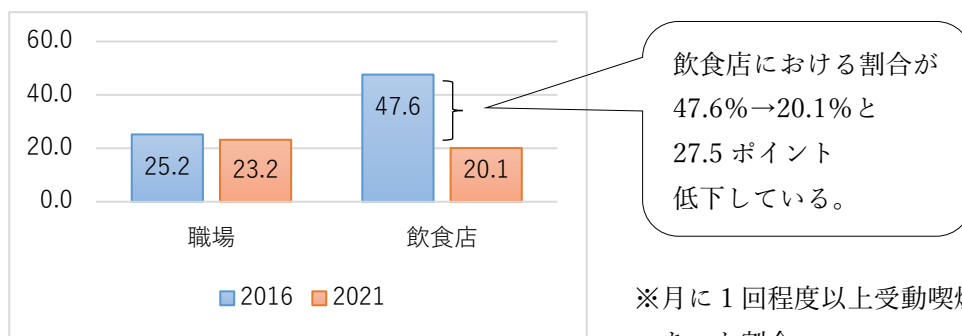
- 世界禁煙デー(5月31日)および禁煙週間(5月31日～6月6日)にあわせて、JR三ノ宮駅、花時計ギャラリー等にて広告啓発を実施した。
- 2022(令和4)年度には、喫煙マナーについて啓発するSNS広告を配信した。
- COPD(慢性閉塞性肺疾患)の周知啓発のため、COPD健康相談事業(各区のイベントや健康教育の場で肺年齢を測定し、喫煙者にはあわせて禁煙指導を行う)を実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2023(令和5)年度は全面中止した。代替事業として一部区において、啓発資材の展示やリーフレットの配布等による啓発事業を実施した。
- COPDスクリーニング&禁煙サポート事業(セット健診受診者を対象にCOPDスクリーニング及び保健指導、喫煙者へ禁煙サポートを行う事業)を実施した(対象者数1,231人)。
- 健康増進事業の健康相談・訪問指導の中で、喫煙習慣のある市民に対し、禁煙や喫煙本数の減少等を指導した。また、必要時は禁煙外来等の受診案内も実施した。

受動喫煙対策

- 市民からの通報に基づいて、民間施設や飲食店等に対して、望まない受動喫煙の防止への改善要請および指導を実施した。(年平均160件程度)
- 新規開業飲食店舗向けに、食品衛生責任者養成講習で、兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」改正内容(2020(令和2)年4月全面施行)の周知啓発等を実施した。

(条例改正による調査結果)

飲食店における受動喫煙被害について、「受動喫煙にあった」の割合(※)が改正前後で低下し、条例改正の効果が示された。今後も、兵庫県健康づくり実態調査(5年に1回調査)に基づき、条例の効果検証を図る。



兵庫県健康づくり実態調査

今後の取り組み

- 県条例の改正内容について、新規開業飲食店舗向けの啓発に加えて、既存の飲食店向けの周知啓発についても効果的な啓発方法を検討し実施する。
- COPD健康相談事業について、肺年齢測定も実施した禁煙指導を再開する。

第6条 がんに関する教育の推進

これまでの取り組み

- 2014(平成26)年度より文部科学省『がん教育総合支援事業』を活用し、神戸市版がん教育教材の作成・配布をはじめとして、以下のような取り組みを実施してきた。

児童・生徒への教育

- 数校を『推進校』として指定し、がん教育に関わる費用の助成や外部講師の派遣を行うほか、その取り組み事例を市立の小学校、中学校、高等学校に発信している。2023(令和5)年度は横尾中学校と淡河中学校を推進校として指定し、がん患者又はがん患者家族の講演を中心とした教育を支援した。

【横尾中学校】

保健体育科の授業としてがんに関する調べ学習を実施した後、がん患者による講演会を開催。その後、講演会の内容を踏まえて調べ学習の成果を各班でまとめ、各教室で発表し共有することで学びを深めた。

【淡河中学校】

「いのちについて考えよう～がん教育を通して～」というテーマで学校保健委員会を開催した。小児がんの子ども之母親という立場からの講演会を開催すると同時に、学校図書館に関連図書を集めたコーナーを設置した。講演会后、図書館司書が関連図書を用いたブックトークや読書会を開催した。

- がん教育・啓発の継続を目的として、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の推進校に対し、関連書籍購入を支援した。

教職員に向けた教育

- 『がん教育研修会』を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で中止・縮小した年もあったが、2023(令和5)年度は全校園教員を対象とした参集型に戻し、神戸市の外部講師登録者であるがん患者による講演及び、教育委員会健康教育課係長からの教材・資料の紹介を行った。68名の教職員が参加し、実施後のアンケートでは、学校の授業として一斉に指導することの難しさや課題とともに、がん教育の必要性を実感したとの意見が多く寄せられた。

がん教育関係者会議

- 原則として年に2回開催。がんに関する教育推進に向けた計画や実践について、各々の立場からの助言を得た。

外部講師活用への条件整備

- 関係機関協力のもと「がん教育外部講師協力団体照会一覧」の内容を随時更新し、全校園に公表した。

今後の取り組みと課題

- 本市作成の中学生及び家庭向けリーフレット「KOBE がんガイド・がんについて考えよう」を全中学校へ配布し、授業で活用するとともに、家庭への啓発も図る。
- 中学校・高等学校において、がんについての学習が始まっている。これに加えて、学活、道徳、総合的な学習の時間等を活用した、各校での取組を支援する。また、特徴的な取組が見られる学校を取り上げ、発信する。
- 教職員の意識を向上させ、指導の指針となるよう研修会を開催する。
- 外部講師の活用に対応できるよう登録団体の開拓等により、より一層の条件整備を進める。

第7条 がん検診の受診率の向上等

1. がん検診の普及啓発

これまでの取り組み

受診しやすい環境づくり

- 市民ががん検診を受診しやすいよう、市内の指定医療機関や地域を巡回する検診車で実施した。
- 一部の検診機関において、休日（土曜・日曜・祝日）や夜間の検診を実施した。
- 特定健診とがん検診を同日に受診できるセット健診を、兵庫県予防医学協会健診センター及び健康ライフプラザにて実施した。
- 集団検診（胃がん検診バリウム検査、乳がん検診、セット健診）のWEB予約を実施した。また、大腸がん検診(郵送方式)のWEB申込を受け付けるとともに、自己負担金のクレジットカード決済やバーコード決済を導入した。

受診勧奨

- 20歳を対象に、子宮がん検診を無料で受診できるクーポン券を発行した。また、クーポン未利用者に対して再勧奨ハガキを送付した。
- 40歳を対象に胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診を無料で受診できるクーポン券を発行した。
- 30歳の女性を対象に、子宮頸がん検診の受診勧奨ハガキを送付した。
- 50歳・60歳を対象に、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診の受診勧奨ハガキを送付した。

今後の取り組み

- がんの早期発見・死亡率減少に向けて、罹患率の高い年代に重点的に受診勧奨をするなど、より効果的な受診勧奨を行う。
- 市民ががんを正しく理解し、がん検診の受診へとつながるきっかけとなるような情報発信を行う。

2. 科学的根拠に基づくがん検診の実施

これまでの取り組み

- 厚生労働省の定める「がん予防重点健康教育およびがん検診実施のための指針」に基づいて、以下のがん検診を実施した。

検診名	実施方法	対 象	自己負担
胃がん(内視鏡)	指定医療機関	50歳以上(偶数歳)	2,000円
胃がん (X線)	検診車	40歳以上	600円
肺がん	指定医療機関	40歳以上	1,000円
大腸がん	集団健診と同時又は郵送	40歳以上	500円
子宮頸がん	指定医療機関	20歳以上(偶数歳)	1,700円
乳がん	指定医療機関又は検診車	40歳以上(偶数歳)	(40歳代) 2,000円 (50歳以上) 1,500円

- がん検診で要精密検査となった方の精密検査結果を追跡し、未受診者へ受診勧奨を実施した。

今後の取り組み

- 「がん予防重点健康教育およびがん検診実施のための指針」(2024(令和6)年2月14日改正)に追加された子宮頸がん検診 HPV 検査単独法の導入について検討を進める。
- 厚生労働省の定める精密検査受診率の目標は90%である。しかし、本市では、胃がん・大腸がん・子宮頸がんが90%を達成できていない。精検受診率向上のために、まずは精検結果「未把握」を減らすことが有効であると考え。そのため、医療機関の協力も得ながら、精密検査結果の把握率向上に取り組む。

3. 企業、団体及び医療保険者との連携

これまでの取り組み

- 「がん検診受診促進協定」を締結し、締結企業の従業員や顧客をはじめとした市民にむけた啓発に取り組んだ。〔締結団体数：14 団体(2024(令和 6)年 8 月時点)〕

今後の取り組み

拡充

- 2024(令和 6)年度はじめに、職域における検診受診率の把握及び受診率向上の取組として、協会けんぽやがん検診受診促進協定締結企業と意見交換を行った。
- がん検診受診促進協定締結企業（14 社中 8 社）及び協会けんぽの受診率は下記の通りであった。

(職域におけるがん検診受診率)

(単位：%)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	平均	神戸市
胃がん	30	86	—	80	—	—	100	—	12	61.6	43.3
肺がん	54	98	—	—	—	—	—	—	100	84	42.6
大腸がん	88	88	85	80	100	—	100	20	51	76.5	42.8
乳がん	—	—	65	—	—	70	—	—	6	47	43.8
子宮頸がん	—	—	35	—	—	52	—	20	4	27.75	39.5

「—」については未把握

- この結果を受け、がん検診受診状況が未把握の団体に対して、受診率把握のお願いをしていく。また、各企業の社員や被保険者のがんに対する当事者意識を高めるために、情報発信の内容や方法を検討していく。
- 被扶養者への受診勧奨が手薄な面があるため、協定を締結している企業を通じてがん検診の啓発チラシを配布し、被扶養者の受診率向上に取り組む。

第8条 医療体制の充実及び研究の支援

1. 質の高い適切ながん医療を受けるための環境整備

これまでの取り組み

集学的治療の充実

- 中央市民病院では、放射線治療において通常照射のほか、強度変調照射等の高精度照射を行った。手術による根治のみでなく、ゲノム検査外来による患者に適した治療薬の選択、放射線治療単独または化学療法との組み合わせや、術前・術後の化学療法等集学的に低侵襲かつ根治を目指した治療を実施した。化学療法においては標準的治療を基本とし、治験参加も含め、安全に外来化学療法を実施できるよう、患者支援を充実させた。さらに、白血病やリンパ腫といった難治性のがんに対して、CAR-T細胞療法（がんを選択的に攻撃する自己由来の細胞治療）を実施するなど、最新の医療の提供に積極的に取り組んだ。
(2023(令和5)年度 CAR-T細胞療法実績：17件)
- 西神戸医療センターでは放射線治療システム（リニアック装置・治療計画装置）での高精度な放射線治療、内視鏡センターにおける早期発見・治療、化学療法センターにおける最適ながん薬物療法など、総合的ながん診療を実施した。
- 両病院において、院内がん登録の推進による5年予後追跡率の分析、低侵襲治療である手術支援ロボットや腹腔鏡・胸腔鏡下の手術や化学療法を積極的に実施した。また、地域の医療者も対象にしたオープンカンファレンスについては、両病院に会場を設けた上で、オンラインも活用したハイブリット形式で開催した。
- さらに、中央市民病院ではがん治療の副作用・合併症の予防や軽減、患者のQOL（生活の質）の向上のため、地域の歯科医との連携による口腔ケアの推進に取り組むとともに、西神戸医療センターでは周術期口腔機能管理システムの運用に関する研修を行った。
- また、がん患者等が妊娠するための機能を温存する治療「妊孕性温存療法」に関して、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センターにおいて、がん治療全般の過程で温存の可能性があれば、患者の意向を確認の上、迅速に県の指定医療機関へ紹介を行った。
- 西市民病院及び西神戸医療センターにおいて、2023(令和5)年度より遺伝カウンセリング外来を開設した。
- また、各市民病院において、がんリハビリテーションを実施し、術後合併症の予防や早期離床の促進等によるがん患者のQOLの改善を図った。
- 神戸医療産業都市では、中央市民病院を核として、神戸低侵襲がん医療センター、神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター、兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターなど、高度専門病院等が集積するメディカルクラスターの連携強化を図り、市民へ最適な医療の提供を目指した。

拡充

今後の取り組み

- 中央市民病院及び西神戸医療センターは、国指定地域がん診療連携拠点病院として、引き続き、がん治療の充実を図っていく。
- 妊孕性温存療法に関して、引き続き、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センターにおいて、県の指定医療機関との適切な役割分担の下に対応を行う。

2. がん研究の支援

これまでの取り組み

- 神戸医療産業都市として開発を支援してきた手術支援ロボットシステム「hinotori™」（株式会社メディカロイドが開発）が、2020(令和2)年度に泌尿器科を適応領域として販売開始され、2022(令和4)年度には婦人科および消化器外科への適応についても承認を得た。中央市民病院において、2022(令和4)年度に3台目の手術支援ロボットとして本システムを導入した。

今後の取り組み

- 神戸医療産業都市においては、引き続き新たな診断法や治療技術の開発・実用化に向けて必要な支援を行っていく。

第9条 緩和ケアの充実

これまでの取り組み

- 市民病院においては、多職種からなる緩和ケアチームが入院患者を対象に疼痛・苦痛の緩和・心の相談に対応した。また、緩和ケア機能を有する医療機関との連携、在宅医・訪問看護師との治療及びケアについての情報共有・連携を図った。
- 中央市民病院は2019(令和元)年度より、西神戸医療センターは2021(令和3)年度より、緩和ケアセンターを設置し、がん専門看護師を配置する等人員体制を強化して、早期からがん患者に関わり緩和ケアの充実を図った。
- 中央市民病院においては、思春期や若年成人のがん患者への相談対応を目的としたAYA世代サポートチームを発足し、介入が必要なケースについて共有するなど、定期的なミーティングを行った。2023(令和5)年度は、チームで協力し、職員に向けた勉強会の実施や、適切な部署への案内や必要な情報提供などが行えるようAYA世代に向けたリーフレットを作成した。

新規

今後の取り組み

- 市民病院においては、院内外の医療従事者を対象とした緩和ケア研修の開催や、緩和ケアチームを中心とした患者の相談対応の充実を図る。
- 中央市民病院において、AYA世代を対象とした問診票を作成し、患者のニーズを把握したうえで、多職種でサポートできる相談支援体制作りに取り組む。

これまでの取り組み

- がん末期等状態が急変する恐れのある方を対象に、介護保険の要介護認定に要する期間の短縮を図った。(2023(令和5)年度実績：緊急案件 平均 22.2 日/62 件)
- がん末期患者が、要介護認定の申請をしてから認定調査前に亡くなった場合に、死亡前に利用した介護サービス費用の一部を助成した。(2023(令和5)年度実績：1 件、35 千円)
- 「医療介護サポートセンター」では、ターミナルケアに対応可能な診療所の紹介など、在宅療養に関する情報提供をはじめ、医療と介護の連携強化に取り組んだ。
(2023(令和5)年度実績：がん患者の在宅療養等に関する相談 46 件)
- 2023(令和5)年度より、若年者の在宅ターミナルケア支援事業の制度を拡大して実施した。
(①対象年齢を 20 歳以上 40 歳未満から 18 歳以上 40 歳未満に拡大した。②在宅サービス利用料の 1 ヶ月の上限額を、6 万円から 10 万円に引き上げた。③福祉用具等貸与に点滴台の項目を追加した④福祉用具在宅医療機器の購入を助成対象に追加した(1 人あたり上限 10 万円)) (2023(令和5)年度制度利用申請者：10 人)

拡充

今後の取り組み

- 「医療介護サポートセンター」において、がん患者の在宅療養等に関する相談対応を行うとともに、医療と介護の一層の連携強化を図る。

今後の取り組み

- 2021(令和3)年度以降オンライン開催となっていたがん相談支援センター連絡会を、2024(令和6)年7月10日にハイブリット形式で開催した。がん患者の相談内容の変化や、がんガイドの内容更新に当たり、情報共有・意見交換を実施した。
- 2024(令和6)年度中に、がん支援センターの意見やがん患者アピランスサポート事業のアンケートをもとに、2021(令和3)年度に作成したがんガイドを更新・配布予定である。また、がん患者のニーズ調査を実施する。
- 引き続きがん患者アピランスサポート事業、がん患者連絡会等の患者支援を行い、必要とする患者に情報が行き届くように、広報啓発に取り組む。

2. がん患者の就労支援

これまでの取り組み

- がん相談支援センターで、就労支援についても相談を実施した。一部の病院では、ハローワークや社会保険労務士などを活用し、就労に関する専門的な相談も併せて実施した。
- がんになっても、仕事と治療の両立が果たせるよう就労支援の必要性を啓発するため、就労支援セミナーを2018(平成30)年度より年に1回開催した。

【オンライン型】2022(令和4)年3月11日開催。

当日：32人参加、動画視聴：198回（2023(令和5)年4月28日時点）

【集合型】2023(令和5)年2月17日開催。

予約人数：268人(※当日参加人数は、集計未実施のため不明)

今後の取り組み

- 2024(令和6)年度に更新を予定しているがんガイドでは、よりがん患者にとってわかりやすく、また就労支援相談に繋げやすくするため、がん相談支援センターにおける社会労務士相談やハローワーク等の相談先を明確にする。
- 2024(令和6)年度冬頃に、支援者向け(企業向け)の就労支援セミナーを開催予定である。

3. 急性期治療終了後の在宅復帰者に対する受益者負担による運動支援の試験実施

これまでの取り組み

- がん患者にとって運動はQOLの改善に有効であるが、健康保険の適応となるリハビリは入院中に限定されている。がん以外にも、心疾患などの内部障害でも運動が有効とされているが、リハビリ日数が限られ、比較的若い方には介護保険等の公的支援の制度も届きづらい。そのため、在宅復帰後に運動量が減少することで、病態が悪化し、再入院となる事例も少なくない。
- これら公的支援の制度が届かない方に対して、安全性の高い運動支援を行うことで、再発・再入院を予防し、健康寿命の延伸を目指す新たな事業を検討した。

今後の取り組み

- がんや心疾患等の内部障害の急性期治療終了後、在宅復帰した方のうち、疾患とその治療に伴い身体機能が低下し、虚弱状態にあるものの、介護サービスが対象外となる方に対する予後改善のための運動支援事業を、受益者負担により民間主体で事業展開ができるよう、健康ライフプラザの運動施設を活用して、新たに試験実施する。

(実施内容)

- 病院にて発行する「運動処方（個人ごとに適切な運動量や注意点を記載）」に基づき、健康ライフプラザのスタッフ（健康運動指導士等）が、少人数制の安全に配慮した運動指導を行うとともに、専門職（保健師、管理栄養士）による健康相談や栄養相談を1人あたり6カ月間実施する。
- 2024(令和6)年度は、まずは市民病院でリハビリ治療を受けた方を対象に事業を実施し、以後、対象病院を広げる等、5年後をめどに健康ライフプラザ以外の民間スポーツジムにおいて、民間主体の事業展開を目指す。

第 12 条 情報の収集及び提供並びに広報

1. 情報の収集

これまでの取り組み

- がん患者支援センター連絡会における、がん患者支援状況の実態把握を行った。
- がん患者アピアランスサポート事業におけるアンケートを集計した。
- がん患者会と連携してがん患者同士の交流を図る機会を設け、患者が抱える悩みや不安を情報収集した。

今後の取り組み

- 2024(令和6)年11月に、患者交流会開催予定である。
- 2024(令和6)年7月に、兵庫県より全国がん登録データ(神戸市分)提供を受けた。今後は、全国がん登録を活用して神戸市の現状を把握するとともに、全国と比較などにより課題の抽出等を行うことで検診の精度管理やがん対策の企画立案をより積極的に実施する。

2. 情報の提供

これまでの取り組み

- がん相談支援センター連絡会において、各センターへ市事業の情報提供をした。
- がん検診の種類や、がんに対する助成等が記載されたがんガイドを作成した。
- リレーフォーライフ神戸のイベントにてがん啓発ブースを出展した。がん検診の受診、がん患者アピアランスサポート事業についてのチラシを配布した。
- (公財)神戸医療産業都市推進機構が運営している「がん情報サイト」を通じて、がんの患者やその家族、医療専門家向けに情報発信を行った。

頭頸部がん(口腔がん)の啓発

- 世界頭頸部がんの日にあわせて、民間企業等と協働して市内歯科医療機関へ口腔がんに関するステッカー配布を行うことで、口腔がんの早期発見等につながる正しい知識の普及啓発に努めた。

人生会議(ACP)

- 市民向けのパンフレットを作成し、広く周知・配布を行った。また、市民向け講演会も開催し、人生会議(ACP)が必要な理由や具体的に進める方法について講演を行った。
- 医療・介護従事者向けに、国のガイドラインの活用および人生会議(ACP)の実践に焦点をあてた研修会を開催した。

今後の取り組み

- 健康教育を通じて「がんについて知っていますか？日本人のためのがん予防」をテーマに、全世代に向けて啓発する。
- 市民に必要な情報が適切に届くよう、最新情報の収集及び整理を行い、情報提供していく。また、地域で活動する患者会・支援団体の活動支援や拠点病院との協力体制を強化する。さらに、がん患者のニーズ把握のためのアンケート調査を2024(令和6)年秋頃に予定している。
- 人生会議(ACP)について、パンフレットの配布に加えて、広報紙やデジタルサイネージを活用した周知啓発を検討する。
- 医療・介護従事者向けの研修会の参加者による実践報告の場を設け、多くの医療・介護従事者に人生会議(ACP)を知っていただき、各所属の病院・施設等で学んだことを波及していただけるような取り組みの実施を検討する。

3. 広報 (※5条～11条に分類されないもののみ記載)

これまでの取り組み

子宮頸がんに関する広報

2023(令和5)年度は、より効果的な広報を行うため大学生や医療機関、検診関連機関、学校関係者などの当事者・関係者によるオープンミーティングを開催し、幅広い意見を聴取した。意見を参考に、子宮頸がんのリスクに焦点を当てた広報媒体の作成に取り組んだ。また、子宮頸がん対策として、HPVワクチン接種と子宮がん検診を一体とした啓発活動を行った。

(具体的な取り組み内容)

- ①子宮頸がんのリスクを視覚的にとらえやすくすること②親子で話題にしやすくすること を狙いとして、イラストを用いた新たなリーフレットを作成した。
- ターゲット層がアクセスしやすいツールとして、新たにSNS広告を用いた啓発を行った。
- 「親子で考える子宮頸がん」のページを新設し、子宮頸がん対策(HPVワクチンと子宮頸がん検診)一体とした情報発信を行った。
- 4月9日の「子宮の日」に合わせ、兵庫県細胞検査士会や兵庫県臨床細胞学会、兵庫県臨床検査技師会等とともに、子宮頸がんの啓発を目的とした「LOVE49キャンペーン」実施した。

その他イベント等での啓発

- 10月の「乳がん月間」に、日本対がん協会やあけぼの会等とともにピンクリボンフェスティバルの開催し、乳がんの早期発見や知識の普及啓発を目指した。明石海峡大橋などのライトアップ、街頭での啓発グッズの配布等を実施した。

今後の取り組み

- HPV ワクチンキャッチアップ接種の最終年度であることから、2024(令和6)年9月までに接種開始できるよう、広報紙8月号に子宮頸がん対策啓発記事を掲載する。

○神戸市がん対策推進条例

平成 26 年 3 月 31 日

条例第 59 号

改正 令和元年 12 月 6 日条例第 35 号

我が国では、急速な少子高齢化や社会構造の変化が進む中で、偏りのある食生活、運動不足、過労などによる生活習慣病の問題や、働く環境の変化などに起因する心の問題などが生じており、私たちの健康を取り巻く環境は厳しさを増している。その中であって、特にがんは、昭和 56 年より、国民の死亡原因の第 1 位であり、生涯のうちに約 2 人に 1 人はがんにかかると推計され、年間約 35 万人がこの病によって命を失っている「国民病」である。

本市においても、年間の死亡者数のうち、がんによる死亡者数は約 3 割を占めており、本市の健康増進計画においてがん検診受診率の向上対策及び検診結果に応じた取組の推進を掲げ、がん対策の推進に取り組んでいる。

しかしながら、本市が実施しているがん検診の受診率はおおむね 2 割から 4 割と低く、がんの脅威、予防の重要性等に対する意識が市民に十分に浸透しているとは言い難い状態にある。

このような背景の下、市民にがんの予防、早期発見及び早期治療に係る意識を普及させ、がんの予防対策並びに患者及び家族等の活動に対する支援の充実に努め、市民総ぐるみで、がん対策の更なる向上に寄与していくことを目的に、ここに神戸市がん対策推進条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のがん対策を総合的に推進するため、がん対策に関する基本的事項を定め、もってがんの予防及び早期発見の推進並びに地域のがんに係る医療水準の向上並びにがん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）への支援を図ることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、国、県、医療機関その他関係機関及び関係団体並びに患者会等（がん患者等で構成される団体等をいう。以下同じ。）と連携を図りつつ、がん対策に関し、実効性のある施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及びがん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第 4 条 保健医療関係者（がんの予防及び早期発見並びにがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に携わる者をいう。以下同じ。）は、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者等に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する情報を提供するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第5条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発その他がんの予防の推進のために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、肺がんを始めとする種々のがんの原因である喫煙の抑制に向け、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発を図るほか、受動喫煙対策として、健康増進法（平成14年法律第103号）その他の法令に基づき、必要な施策を実施するものとする。

(がんに関する教育の推進)

第6条 市は、学校教育の場において、健康の保持増進及び疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組むものとする。

(がん検診の受診率の向上等)

第7条 市は、市民のがん検診の受診率向上に資するよう、がん検診の普及啓発に関する施策を実施するものとする。

2 市は、がんの早期発見に資するよう、国の指針に基づくとともに、最新の知見も踏まえ、科学的根拠に基づく適切ながん検診を実施するよう努めるものとする。

3 市は、企業、団体及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）との連携を図りつつ、がん検診の適切な受診の推進その他がん対策を協働して実施するよう努めるものとする。

(医療体制の充実及び研究の支援)

第8条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、がん患者がそのがんの状態に応じて、手術療法、放射線療法、化学療法等又はこれらを組み合わせた集学的治療による、質の高い適切ながん医療を受けることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

2 市は、がんの予防及び治療に伴う身体的負担の軽減を図れるよう、革新的ながんの診断法及び治療法の創出に資するがん研究を医療機関その他関係機関と連携しながら支援するよう努めるものとする。

(緩和ケアの充実)

第9条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、緩和ケア（がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実を図るために必要な環境整備に努めるものとする。

(在宅療養の充実)

第10条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、がん患者等の意向により、その居宅において療養できるよう必要な環境整備に努めるものとする。

(がん患者等への支援)

第11条 市は、肉体的な痛みだけでなく、精神的な不安や悩みに直面するがん患者等をサポートするため、相談体制の充実を図るとともに、患者会等が行う活動を支援するよう努めるものとする。

2 市は、がん患者の就労に関する啓発活動、治療と就労の両立についての相談体制の整備その他のがん患者の就労に関する必要な支援をするよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供並びに広報)

第12条 市は、市民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん医療に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、市民に対し、がん医療及びがん患者等の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

3 市は、市民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、がん対策に関する施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第14条 市長は、毎年度、本市のがん対策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月6日条例第35号)

この条例は、令和2年1月1日から施行する。